

令和 3 年第 2 回定例会（ 1 2 月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

—— 補正予算（追加提案） ——

令和 3 年 1 2 月 7 日

健 康 福 祉 部

目

次

◎ 補正予算関係

1	(新) 日常生活回復に向けたＰＣＲ等検査無料化事業	(福祉政策課)	1
2	(新) 灯油購入費緊急助成事業	(地域・家庭福祉課)	3
3	(新) 子育て世帯等臨時特別支援事業	(地域・家庭福祉課)	4

事業概要

福祉政策課

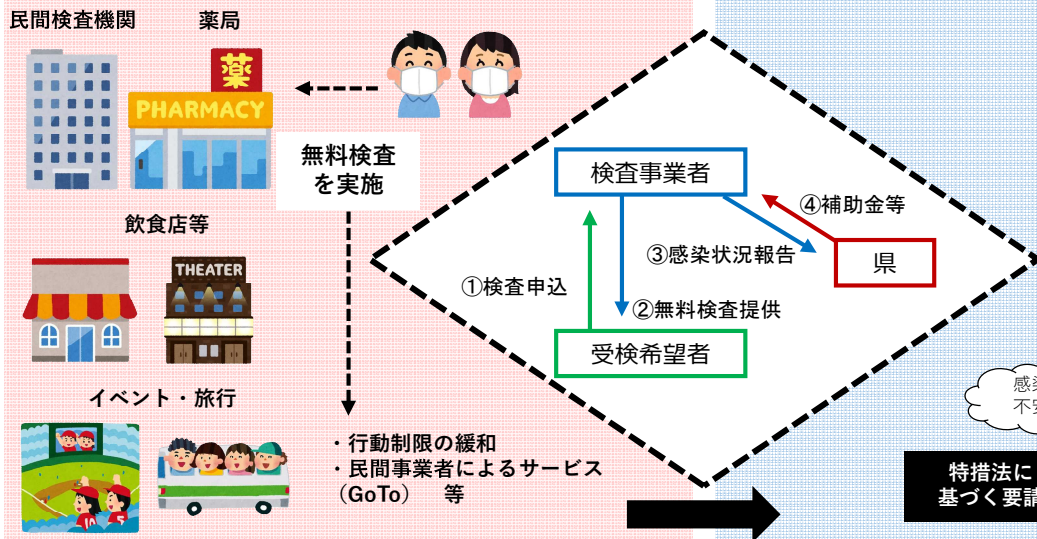
事業名	内 容
⑨ 日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業 963,231千円 (国 963,231)	1 事業目的 日常生活や経済社会活動の回復に向け、ワクチン・検査パッケージ制度の定着等を図るため、無料でPCR等検査を受けられる環境を整備する。 2 実施主体 県 3 事業内容 (1) 目的・対象者 ワクチン・検査パッケージに必要な検査について、健康理由等でワクチン接種できない者（12歳未満の子供を含む）を対象に無料化 なお、感染拡大期では、知事の判断により、感染不安を感じる無症状の県民（接種者含む）に無料化の対象を拡大 【ワクチン・検査パッケージ】 ・飲食店やイベント主催者等が、利用者のワクチン接種歴や検査結果の陰性を確認することで、緊急事態宣言下等における行動制限を緩和 ・民間事業者が自社サービスに活用することも原則自由 (2) 補助先 ・PCR等検査を実施する民間検査機関・薬局等 (3) 積算 ①補助金 890,000千円 ・検査費用：PCR等検査 11.5千円(上限)×2.5万回 - 抗原定性検査 6.5千円(上限)×7.5万回 ・初期費用：2,300千円×50箇所 ②事務費 73,231千円 ・周知啓発（新聞広告、テレビ、ラジオ、チラシ）など

「日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業」の概要

- ・ 日常生活や経済社会活動の回復に向け、ワクチン・検査パッケージ制度の定着と検査受検の浸透を図るため、当該制度を利用する方のPCR等検査を無料化。
- ・ また、感染拡大期には、陽性者の早期発見等を図るため、知事の判断により、自己の意思によるワクチン未接種者、接種者を含め、感染不安などの理由による検査を無料化。

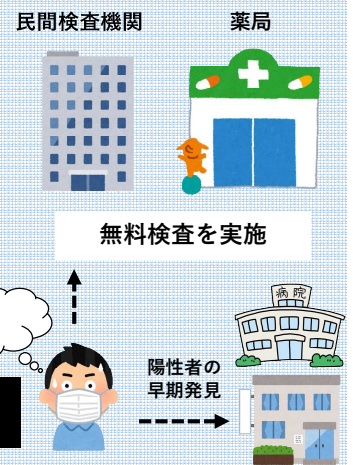
ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

- 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方が、ワクチン・検査パッケージ制度及び民間事業者の自主的な取組を利用する場合の検査を無料化。
- 検査は、民間検査機関・薬局等において原則対面実施



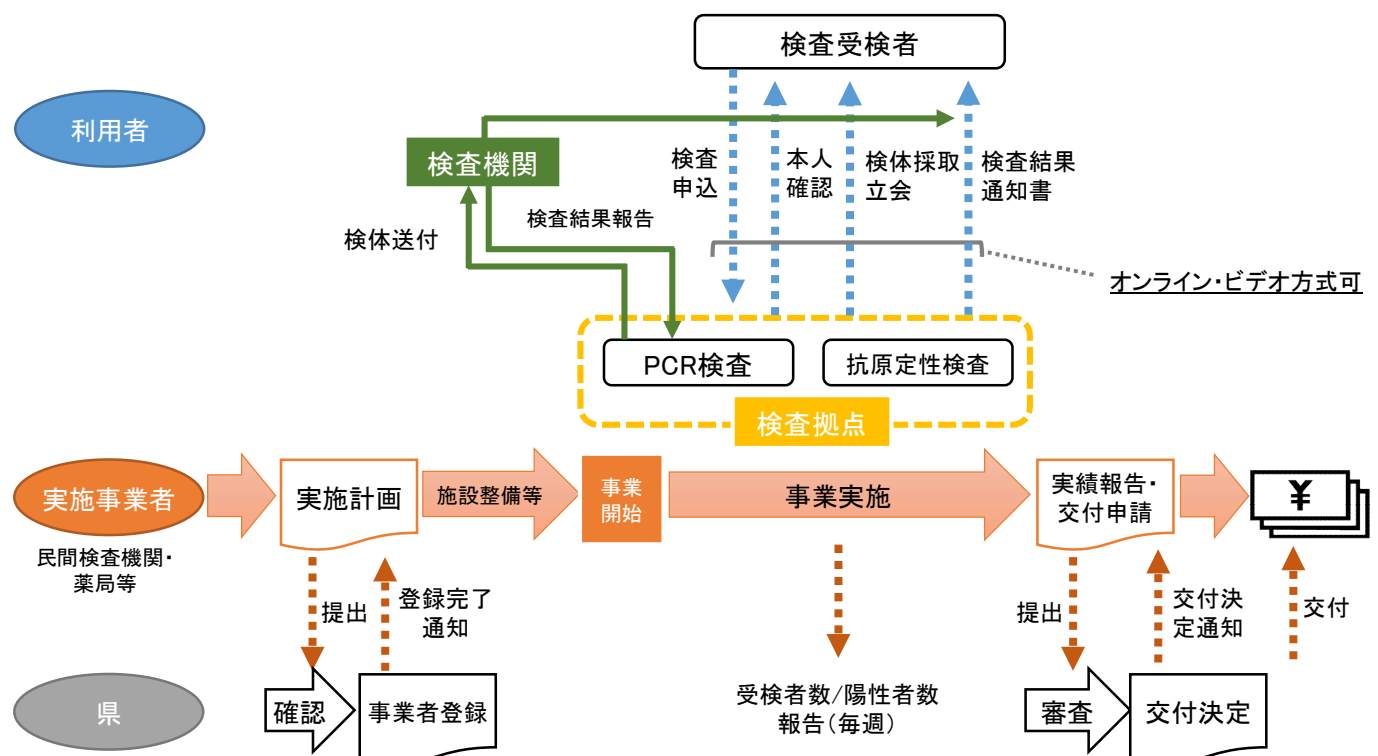
感染拡大傾向時の一般検査事業

- 知事が、特措法24条第9項に基づき、「不安を感じる無症状者は検査を受ける」ことを要請した場合、これに応じて県民が受ける検査を無料化。
- 検査は、民間検査機関・薬局等において原則対面実施



感染拡大時、検査のネットワークを活用して対象者を拡大

検査無料化の実施フロー



事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内容
⑨ 灯油購入費緊急助成事業 300,000千円 (⊖ 300,000千円)	1 事業目的 灯油価格高騰に伴う低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する灯油購入費助成に関する事業に対して支援する。 2 実施主体 市町村 3 補助対象 市町村民税非課税世帯のうち市町村が必要と認める世帯に対して市町村が実施する灯油購入費助成事業 4 補助基準額 1世帯当たり5,000円に助成世帯数を乗じた額 5 補助率 県1/2 6 積算 12万世帯×5,000円×1/2

事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内 容						
⑨ 子育て世帯等臨時特別支援事業 12,431千円 (⑨ 12,431)	1 事業目的 新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯に支給される臨時特別給付金について広報啓発し、支給対象者からの申請を促進する。 2 実施主体 県 3 事業内容 (1) 高校生を養育する世帯向けの広報啓発 800千円 県内の高校生にチラシを配布し、対象世帯の申請を促進する。 (2) 全県的な制度概要等の広報啓発 11,631千円 県のウェブサイトやSNS、新聞広告等を活用して制度の広報啓発を図る。 (参考) 子育て世帯への臨時特別給付の概要 <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>市町村</td></tr> <tr> <td>支給対象者</td><td> 次の児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者（児童手当受給者等） ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童 ②令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の者） ③令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児） ※①については原則、申請不要。 ②③及び公務員分については原則、要申請。 </td></tr> <tr> <td>給付額</td><td>児童1人当たり5万円</td></tr> </table>	実施主体	市町村	支給対象者	次の児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者（児童手当受給者等） ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童 ②令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の者） ③令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児） ※①については原則、申請不要。 ②③及び公務員分については原則、要申請。	給付額	児童1人当たり5万円
実施主体	市町村						
支給対象者	次の児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者（児童手当受給者等） ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童 ②令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の者） ③令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児） ※①については原則、申請不要。 ②③及び公務員分については原則、要申請。						
給付額	児童1人当たり5万円						